

要求条件（素案）に対する構成員からの意見について

1. 意見提出者

一般社団法人電波産業会、日本放送協会

2. 提出意見及びそれに対する修正案について

要求条件（素案）に対して、提出のあった意見は以下のとおり。

(1) システム

項目名：サービス 高機能化／多様化

No.	修正（案）	修正理由
5	<p>・ HDTV を超える高画質・高音質・高臨場感超高精細度テレビジョン(UHDTV)サービスを基本として、<u>多様な画質のつつ、高精細度テレビジョン(HDTV)、SDTV</u>サービス等をも可能とすること。</p>	<p>様々な画質が有りうるので、UHDTV、HDTV 及び SDTV のように、個別に記載する必要はないのではないか。</p>
6	<p>・ HDTV を超える高画質・高音質・高臨場感サービスとインターネット等通信系のサービスとの柔軟な組み合わせによる<u>サービス提供・受信</u>についても考慮すること。</p>	<p>通信系サービスの明確化および通信連携に焦点をあてる修正をするべきではないか。</p>
8	<p>・ <u>1つのチャンネルで複数のサービスを提供可能なこと。マルチチャンネルに対応可能なこと。</u></p>	<p>「マルチチャンネル」の意味を明確にするべきではないか。</p>
9	【削除】	<p>6 に包含するため、削除することが適当ではないか。</p>
新設	<p>・ <u>品質の異なる複数のサービスを提供するために、階層伝送の機能を備えること。</u></p>	<p>多様化に関連し、階層伝送に関する要求条件を追記するべきではないか。</p>

項目名：拡張性

No.	修正（案）	修正理由
13 14 15	【15、13、14 の順番に変更】	<p>全体の要求条件、個別の要求条件の順番で記載したほうが良いのではないか。</p>

項目名：アクセサビリティ

No.	修正（案）	修正理由
項目名	ユーザビリティ・Quality of Experience アクセサビリティ	現在、「アクセシビリティ」は、障がい者向けの機能として用いられていることを踏まえ、「ユーザビリティ・Quality of Experience」と項目名を変更した方が、記載されている要求条件に整合するのではないかと。
19	【項目間移動】	緊急警報信号をサービスと考えれば、『アクセサビリティ』から『高機能化/多様化』の項目へ移動するべきではないかと。
20	【項目間移動】	時間についての要求条件であるので『実時間性』の項目に移動するべきではないかと。
21	・通信事業者・CATVケーブルテレビ事業者など多様な伝送路を使って容易に再放送再送信ができるようにすること。 【文言修正及び項目間移動】	・放送以外の伝送路を使った再送信であるため、『アクセサビリティ』から『インターオペラビリティ』へ項目間の移動をした方が良いのではないかと。また、伝送路についての記載であることから、「ケーブルテレビ事業者」ではなく、「CATV」と記載するべきではないかと。 ・放送法等の関係法令を踏まえ、「再送信」ではなく「再放送」と記載するべきではないかと。

項目名：実時間性

No.	修正（案）	修正理由
23	【項目間移動】	『実時間性』よりは『QoE』に近いと考えられるので項目を移動した方が良いのではないかと。

項目名：受信の形態

No.	修正（案）	修正理由
24	・固定携帯受信のほか、低解像度又は階層的なテレビジョン信号、独立音声信号などの移動・携帯体受信も考慮すること。	移動・携帯受信の例示までは不要ではないかと。
25	・固定受信の標準装置については、指向性アンテナによる受信を想定とすること。	受信の形態とアンテナの記載については、記載の仕方を統一した方が良いのではないかと。

26	・携帯受信装置については、簡易なアンテナによる受信を想定考慮すること。	受信の形態とアンテナの記載については、記載の仕方を統一した方が良いのではないか。
27	・移動体受信装置については、無指向性アンテナによる受信を想定とすること。	受信の形態とアンテナの記載については、記載の仕方を統一した方が良いのではないか。
28	・受信設備システム(受信アンテナから受信機入力まで)は、可能な限り既存の設備施設を流用すること。	「受信システム」は受信アンテナから受信機までをシステムとして連想してしまうので、受信設備の範囲を明確化した方が良いのではないか。

項目名：サービスエリア

No.	修正（案）	修正理由
29	・固定受信では現行地上デジタルテレビジョン放送と同程度とすること。	現行の地上放送を「地上デジタルテレビジョン放送」に文言を統一した方が良いのではないか。
30	・携帯／移動・携帯受信では、可能な限り固定受信と同程度とするのが望ましい。	「移動・携帯」で記載を統一すべきではないか。

項目名：周波数の有効利用

No.	修正（案）	修正理由
31	・SFNが可能であるとともに地域ごとの放送が可能であること。	「地域の放送」について文言を明確化すべきなのではないか。

項目名：システム制御

No.	修正（案）	修正理由
34	・送出する映像、音声、データのフォーマットやビットレート、容量やチャンネル数等を任意に選択、変更できること。	選択、変更の項目としてフォーマットを追記すべきではないか。 また、容量については、映像、音声、データに対しては「ビットレート」を、伝送に対しては「伝送容量」を使うことで文言を統一すべきではないか。

項目名：著作権保護

No.	修正（案）	修正理由
35	・放送及び通信コンテンツのユーザによる記録等を制御できる機能を有すること。	記録等をする主体者が明確でないことから、明確化する必要があるのではないか。

(2) 放送品質

項目名：画質

No.	修正（案）	修正理由
39	・サービスに応じて画像の <u>フォーマット</u> やビットレートを変更できること。	「フォーマット」を追記するべきではないか。

項目名：音質

No.	修正（案）	修正理由
43	・サービスに応じて音声の <u>フォーマット</u> やビットレートを変更できること。	「フォーマット」を追記するべきではないか。

(3) 放送技術

項目名：多重化方式

No.	修正（案）	修正理由
60	・UHDTV <u>等の高ビットレート</u> サービスの伝送に適した方式であること。	UHDTV に限定するわけではなく、高ビットレートのサービスに適した方式についての要求条件と考える。
63	・ <u>CATV、IPTV 等の</u> 他のサービスとの相互運用性を考慮すること。	「他のサービス」の意味が明確でなかったため、例示を挙げて明確化すべき。

項目名：使用周波数

No.	修正（案）	修正理由
77	・UHF帯の現行 <u>地上デジタルテレビジョン放送</u> テレビジョン放送（地上系） 用周波数帯に導入可能であるとすること。	方式の要求条件としては、UHF帯に限定する必要はないのではないかと。

項目名：チャンネル間隔

No.	修正（案）	修正理由
78	・現行地上 <u>デジタルテレビジョン</u> 放送からの移行の容易さを考慮すること。	現行地上放送を「地上デジタルテレビジョン放送」に統一すべきでないか。

項目名：伝送路と干渉・混信妨害

No.	修正（案）	修正理由
項目名	<u>伝送路と</u> 干渉・混信妨害	本項目の範囲に、伝送路に関する要求条件が見当たらないので「伝送路」は削除するべきではないか。

80	・ 放送、通信の両サービスに対して、 与干渉、被干渉等の電波監理に係る条件を満足すること。	電波監理に係る条件と記載されているので「放送、通信の両サービス」は不要ではないか。
----	--	---

項目名：伝送方式

No.	修正（案）	修正理由
82	・ 周波数有効利用及び <u>UHDTV を含む</u> 多様なサービス、 特にUHDTV サービスを 伝送できるように、できるだけ大きな伝送容量を確保できる変調方式であること。	「特に」の部分は、例示的に記載した方が良いのではないか。

項目名：伝送容量

No.	修正（案）	修正理由
89	・ サービス品質にあわせ画質と誤り訂正の組み合わせにより複数の 伝送容量ビットレートが選択できること。	変調多値数と符号化率などの組合せを多く用意し、ビットレートの選択肢を増やすという趣旨であり、「画質と誤り訂正の組み合わせ」では記載内容が明確でないため修正が必要である。

(4) 受信機

項目名：操作性

No.	修正（案）	修正理由
94	・ 所望のサービスの選択が <u>できる限り</u> 統一的な操作方法で行えること <u>が望ましい</u> 。	操作性の項目（93-97）間で、記載の仕方を統一した方が良いのではないか。

項目名：共通性／インターフェース

No.	修正（案）	修正理由
98	・ 映像、音声出力については、既存の受像機の <u>接続における提供</u> について考慮すること。	「・・・における提供」の意味を明確化するべきではないか。

項目名：処理系

No.	修正（案）	修正理由
103	・ 番組視聴に <u>必要となる</u> 、必要十分なメモリ容量及びその情報の処理機能・能力を持つこと。	「必要」が重複しているためエディトリアルな修正を行うべき。

104	・放送通信連携サービスにおいて、コンテンツの視聴途中で放送から通信、または、通信から放送へのシームレスな切り換えがシームレスに行われるよう考慮すること。	「コンテンツの途中」「切り換えを考慮」といった部分が明確でなかったので、明確化するべき。
105	・放送通信連携サービスにおいて、同一のサービス番組を構成する複数の映像を、同時に1つまたは複数の画面表示デバイスまたはセカンドスクリーンに提示できるよう考慮すること。	画面とスクリーンの統一等、文言の統一を図るべきではないか。
107	・移動・携帯受信移動体と固定受信サービスにおいて、受信環境に応じたシームレスな階層切替に対応できること。	状況設定が明確でないので、明確化するべきではないか。

項目名：サイバーセキュリティ

No.	修正（案）	修正理由
113	・受信機へのサイバー攻撃に対する脆弱性等が発見された場合の防御について考慮されていること。	脆弱性が発見された場合だけの防御でなく、もっと広く捉えるべきではないか。

(以上)